

旭川市民文化会館整備基本構想検討会 運営要綱

(趣旨)

第1条 旭川市民文化会館（以下「文化会館」という。）の整備について、令和4年度に旭川市教育委員会社会教育部が定めた「旭川市民文化会館の整備の方向性」に基づき、建替えを基本として検討を推進するため、旭川市民文化会館整備基本構想検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 検討会は、施設の機能や規模をはじめ、文化会館整備に係る基本的な考え方や方向性など、文化会館の整備基本構想を策定する上で必要となる要素について意見集約を行う。

(参加者)

第3条 検討会の構成員は、次に掲げる者をもって構成し、12名以内で組織する。

- (1) 建築及び都市計画に関し学識経験を有する者
- (2) 市内文化団体等関係者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、社会教育部 文化振興課 市民文化会館において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社会教育部 文化振興課 文化ホール担当課長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。